



平成 23 年 2 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社バンダイナムコホールディングス
代 表 者 名 代表取締役社長 石川 祝 男
(コード番号 7832 東証第一部)
問 合 せ 先 取締役 経営企画本部長 浅 古 有 寿
(TEL : 03-5783-5500)

自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、平成 23 年 2 月 25 日開催の取締役会において、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含み、以下、「会社法」といいます。）第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づき、以下のとおり、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として、自己株式の公開買付けを行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本文中の「株券等」とは、株券等についての権利を指します。

I. 自己株式の取得

1. 自己株式の取得を行う理由

保有資産の有効活用による資本効率の向上、及び、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の実行を目的として、自己株式の取得を行うものであります。なお、今回取得する予定の自己株式については、その全てを消却する予定です。

2. 取得に係る事項の内容

- | | |
|----------------|---|
| (1) 取得対象株式の種類 | 普通株式 |
| (2) 取得し得る株式の総数 | 20,000,000 株（上限）
(発行済株式総数（自己株式を含む）に対する割合 8.00%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 20,000 百万円（上限） |
| (4) 取得期間 | 平成 23 年 2 月 28 日～平成 23 年 12 月 31 日 |
| (5) 取得方法 | 取得し得る株式の総数のうち 7,500,000 株については、下記「II. 自己株式の公開買付け」に記載の自己株式の公開買付けにおける買付予定数としており、同公開買付けによる取得を予定しております。取得し得る株式の総数のうち、同公開買付けにおいて取得されなかった株式の取得方法については、今後、検討してまいります。 |

II. 自己株式の公開買付け

1. 買付け等の目的

当社は、保有資産の有効活用による資本効率の向上及び経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の実行を可能とすることを目的として、平成23年2月25日開催の取締役会にて、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下、「法」といいます。）に定める発行者による上場株券等の公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議いたしました。

当社は、かねてより保有資産の有効活用による資本効率の向上を重要施策の一つと考え、平成22年11月乃至同年12月には自己株式5,000,000株の取得を実施いたしました。平成23年2月上旬頃、当社の第四位株主である株式会社マル（株式会社ナムコ（現株式会社バンダイナムコゲームス）の創業者である中村雅哉氏が代表取締役となっている未上場会社であり、平成22年9月30日現在の所有株式数12,010,100株。平成22年9月30日現在の当社の発行済株式総数に対するその保有する割合は、4.80%（小数点以下第三位を四捨五入）に相当します。以下、「マル」といいます。）より、その保有する当社普通株式の一部を売却する意向がある旨の連絡を受けました。

これを受け、当社は、当社普通株式の流動性及び市場価格への影響に鑑み、マルが売却を希望する株式について、具体的な対応策の検討を行いました。その結果、平成23年2月上旬頃、当社が自己株式として買い受けることが、上記目的に繋がるものと判断いたしました。

自己株式の具体的な取得方法については、株主間の平等性、取引の透明性、市場における取引状況等を総合的に勘案し、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。なお、本公開買付けにおける買付予定数については、当社の直近の財務状況等を踏まえ、また、できるだけ多くの株主に応募の機会を提供するという観点から、7,500,000株（平成23年2月25日現在の当社の発行済株式総数の3.00%）を上限とすることとしております。

当社は、以上の検討及び判断を経て、平成23年2月25日開催の取締役会において、本公開買付けの実施を決議いたしました。

なお、マルは、平成23年2月24日付の、その保有する当社普通株式の一部（5,000,000株）を本公開買付けに応募すること等を内容とする確約書を当社に対して提出しております。また、本公開買付けにより取得した自己株式については本公開買付け終了次第速やかにその全てを消却する予定です。

2. 買付け等の概要

(1) 日程等

① 取締役会決議	平成23年2月25日（金曜日）
② 公開買付開始公告日	平成23年2月28日（月曜日） 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス http://info.edinet-fsa.go.jp/ ）
③ 公開買付届出書提出日	平成23年2月28日（月曜日）
④ 買付け等の期間	平成23年2月28日（月曜日）から 平成23年3月28日（月曜日）まで（20営業日）

(2) 買付け等の価格

普通株式1株につき、886円

(3) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下、「本買付価格」といいます。）の決定に際して、当社普通株式が上場されている株式であること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を考慮し、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を重視し、当社普通株式の市場価格を基礎に検討を行いました。そして、直近の株価及び市場取引の状況を検討した結果、本公開買付けの実施を決議した取締役会の前営業日（平成23年2月24日）の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の普通取引の終値が当社普通株式の適正な価格を反映していないと判断すべき特殊性は認められないことから、同日の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の普通取引の終値914円を本買付価格の算定の基礎となる当社株式の市場価格とすることが妥当であるとの結論に至りました。また、当社普通株式を保有し続ける株主の利益を尊重する観点から、資産の社外流出をできる限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントで買い付けることが望ましいと判断いたしました。ディスカウント率につきましては、過去の自己株式の公開買付けの事例のうち、ディスカウントで行われた事例におけるディスカウント率等も踏まえ、3%と設定いたしました。

当社は、以上の検討及び判断を経て、マルとの協議も踏まえ、平成23年2月25日開催の取締役会において、当該取締役会開催日の前営業日（平成23年2月24日）の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の普通取引の終値914円に対して3%のディスカウントとなる886円（1円未満切捨て）を本買付価格とすることを決定いたしました。

なお、本買付価格は、本公開買付けの実施を決議した平成23年2月25日の取締役会決議の前営業日（平成23年2月24日）の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の普通取引の終値914円に対して3.06%（小数点以下第三位を四捨五入）、平成23年2月24日までの過去1ヵ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均928円（1円未満四捨五入）に対して4.53%（小数点以下第三位を四捨五入）を、それぞれディスカウントした金額となります。

② 算定の経緯

当社は、かねてより保有資産の有効活用による資本効率の向上を重要施策の一つと考え、平成22年11月乃至同年12月には自己株式5,000,000株の取得を実施いたしました。平成23年2月上旬頃、当社の第四位株主であるマルより、その保有する当社普通株式の一部を売却する意向がある旨の連絡を受けました。

これを受け、当社は、当社普通株式の流動性及び市場価格への影響に鑑み、マルが売却を希望する株式について、具体的な対応策の検討を行いました。その結果、平成23年2月上旬頃、当社が自己株式として買い受けることが、上記目的に繋がるものと判断いたしました。

自己株式の具体的な取得方法については、株主間の平等性、取引の透明性、市場における取引状況等を総合的に勘案し、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。

当社は、本買付価格の決定に際して、当社普通株式が上場されている株式であること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を考慮し、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として、市場価格を重視し、当社普通株式の市場価格を基礎に検討を行いました。そして、直近の株価及び市場取引の状況を検討した結果、本公開買付けの実施を決議した取締役会の前営業日（平成23年2月24日）の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の普通取引の終値が当社普通株式の適正な価格を反映していないと判断すべき特殊性は認められないことから、同日の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の普通取引の終値914円を本買付価格の算定の基礎となる当社株式の市場価格とすることが妥当であるとの

結論に至りました。また、当社普通株式を保有し続ける株主の利益を尊重する観点から、資産の社外流出をできる限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントで買い付けることが望ましいと判断いたしました。ディスカウント率につきましては、過去の自己株式の公開買付けの事例のうち、ディスカウントで行われた事例におけるディスカウント率等も踏まえ、3%と設定いたしました。

当社は、以上の検討及び判断を経て、マルとの協議も踏まえ、平成23年2月25日開催の取締役会において、当該取締役会開催日の前営業日（平成23年2月24日）の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の普通取引の終値914円に対して3%のディスカウントとなる886円（1円未満切捨て）を本買付価格とすることを決定いたしました。

なお、マルは、平成23年2月24日付の、その保有する当社普通株式の一部（5,000,000株）を本公開買付けに応募すること等を内容とする確約書を当社に対して提出しております。

（4）買付予定の株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した買付予定数	② 株式に換算した超過予定数
普通株式	7,500,000株	一株

（注1）応募株券等の総数が買付予定数（7,500,000株）を超えない場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の総数が買付予定数（7,500,000株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成6年大蔵省令第95号。その後の改正を含みます。）第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

（注2）単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。

（注3）会社法に従い、株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手に従い、買付け等の期間（以下、「公開買付け期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。この場合、当社は法令の手に従い、当該株式を買い取ります。

（5）買付け等に要する資金

6,674,000,000円

（注）買付代金6,645,000,000円、買付手数料及びその他本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他の必要書類の印刷費その他諸費用につき、見積額を合計したものです。

（6）決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

② 決済の開始日

平成23年4月19日（火曜日）

③ 決済の方法

公開買付け期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金より適用ある源泉徴収税額（注）を差し引いた金額を送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります。）。

（注）公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

※税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

- I. 個人株主が本公開買付けに応募した場合の税務上の取扱いは次のとおりです。
- (イ) 1株あたりの買付け等の価格が公開買付者の1株あたりの資本金等の額を上回る場合
- i. 個人株主が本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者の資本金等の額（連結法人の場合には連結個別資本金等の額）のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するときは、当該超過部分の金額については、配当所得とみなして課税されます。配当所得部分について、原則として10%（所得税7%、住民税3%）の額の税金が源泉徴収されます。なお、租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等に該当する場合の源泉徴収税率は20%（所得税のみ）となります。
- ii. 個人株主が本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額のうち、上記iの部分以外の金額は株式等の譲渡に係る収入とみなされます。譲渡収入の額から金銭の交付の基因となった株式の取得費を控除して譲渡損益を計算します。株式等の譲渡所得は申告分離課税の取扱いとなります。
- (ロ) 1株あたりの買付け等の価格が公開買付者の1株あたりの資本金等の額以下の場合
- 個人株主が本公開買付けに応じて交付を受ける金銭の額は株式等の譲渡に係る収入とみなされます。譲渡収入の額から金銭の交付の基因となった株式の取得費を控除して譲渡損益を計算します。株式等の譲渡所得は申告分離課税の取扱いとなります。
- II. 法人株主が本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者の資本金等の額（連結法人の場合には連結個別資本金等の額）のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するときは、当該超過部分の金額については、配当とみなされます。配当とみなされた部分について、原則として7%（所得税のみ）の額の税金が源泉徴収されます。

なお、外国人株主等のうち、適用ある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主は、平成23年3月28日までに公開買付代理人に対して租税条約に関する届出書を提出することを通知するとともに決済の開始日の前営業日（平成23年4月18日）までに同届出書を公開買付代理人にご提出ください。

(7) その他

- ① 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。
- また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。
- 本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付けもしくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

② 当社の第四位株主であるマルは、当社普通株式 12,010,100 株（平成 22 年 9 月 30 日現在）（その保有する割合は、当社発行済株式総数の 4.80%（小数点以下第三位を四捨五入）に相当します。）を保有しておりますが、同社は、その保有する当社普通株式の一部（5,000,000 株）を本公開買付けに応募すること等を内容とする確約書を当社に対して提出しております。

以 上

（ご参考）平成 23 年 1 月 31 日時点の自己株式の保有状況

- | | |
|-------------------|---------------|
| ・発行済株式総数（自己株式を除く） | 236,613,134 株 |
| ・自己株式数 | 13,386,866 株 |